

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

新型コロナウイルス感染症について、国の緊急事態宣言は解除され、「新しい生活様式」を取り入れながら、感染防止を図り、経済と日常生活の復活を目指していく方向性が示された。

しかし、感染症自体が終息したわけではなく、第2波、第3波の感染症拡大も懸念されている。この間、政府が行った対策について、早期に有効性・有効範囲などを検証し、第2波以降の感染拡大に対する施策に反映させ、新たに見えてきた課題に対して、更なる支援の拡充が求められている。

よって、国及び政府に対し、下記事項について早急に対策を講じられるよう、強く要望する。

### 記

- 1 第2次補正予算において決定された、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業において、対象外とされた保育士など児童福祉施設職員、幼稚園教職員、学童保育指導員等へ慰労金の支給をすること。
- 2 分娩前のPCR検査を希望する妊婦に対して、検査を受けられる体制整備と検査費用全額補助を維持すること。
- 3 学校休業を実施せざるを得ない場合の判断基準を示し、地方自治体にその判断を委ねること。
- 4 小中学校における学習の遅れに関して、新たな教育課程を決定すること。また、「主体的・対話的で深い学び」への新たな指針を検討すること。
- 5 家庭でのオンライン教育の環境整備推進における教育格差への対策を行うこと。
- 6 新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関の経営が悪化しないよう、患者を受け入れる病院の減収・負担増に対する補償を行う制度を作ること。
- 7 新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れ、治療や検査に当たった医師、看護師、臨床検査技師等、医療従事者に対し、危険手当の支給をすること。
- 8 第2の就職氷河期世代を生まないための施策を含む就職活動への強力な支援と、労働環境の改善を図ること。
- 9 感染すると重篤化しやすい高齢者を預かり、負担が増加している介護現場に対し、継続的な支援を行うこと。
- 10 在宅で介護を受けている高齢者、障がい者本人又は家族が新型コロナウイルスに感染、あるいは濃厚接触者となった場合の支援体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年7月10日

尾張旭市議会議員 さかえ 章 演

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣 殿